



議会だより



かわち

第 59 号 2020.8.15 発行



Contents

- 第2回河内町議会定例会… P2
- 第2回河内町議会臨時会… P4
- 一般質問…………… P5

かわち学園児童生徒のジャガイモ収穫

令和 2 年

第 2 回 河内町議会 定例会

6 月 4 日から 6 月 11 日までの 8 日間の会期で開かれた定例会において、提出された報告 3 件、条例改正等 7 件、補正予算 2 件、人事案件 1 件について審議されました。
その結果についてお知らせします。

◆ 議案の内容と結果 ◆

		審議結果 (賛成:反対)
報告第 1 号	令和元年度河内町一般会計継続費繰越計算書の報告について	報 告
	地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により、通次繰越をしたので令和元年度河内町一般会計継続費繰越計算書の報告をするもの	
報告第 2 号	令和元年度河内町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
	地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、明許繰越をしたので令和元年度河内町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告をするもの	報 告
報告第 3 号	令和元年度河内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	報 告
	流域下水道整備事業費について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、令和元年度河内町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告をするもの	
議案第 1 号	河内町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例	原案可決 (11 : 0)
	行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律の改正等に伴い、本条例の一部を改正するもの	
議案第 2 号	河内町税条例の一部を改正する条例	原案可決 (11 : 0)
	地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 4 月 30 日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの	
議案第 3 号	河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例	原案可決 (11 : 0)
	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの	
議案第 4 号	河内町介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決 (11 : 0)
	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正に伴い、本条例の一部を改正するもの	



議案第5号	令和元年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決 (11:0)
	令和元年度河内町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの	
議案第6号	令和2年度河内町一般会計補正予算(第2号)	原案可決 (11:0)
	歳入歳出予算の総額に248,456千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,631,038千円とするもの	
議案第7号	令和2年度河内町介護保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決 (11:0)
	歳入歳出予算の総額から5,259千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,064,817千円とするもの	
議案第8号	町有財産(旧河内中学校)の無償貸付について	原案可決 (11:0)
	地方自治法第96条第1項第6号の規定により、町有財産の無償貸付について、議会の議決を求めるもの	
議案第9号	河内町特別職の期末手当の減額に関する条例の制定について	原案可決 (11:0)
	本年6月に支給される町長、副町長及び教育長の期末手当の基礎となる給料の額について、町長は20パーセント、副町長及び教育長は10パーセント減額するため、本条例を制定するもの	

※議長は可否同数のとき以外は表決に加わりません。

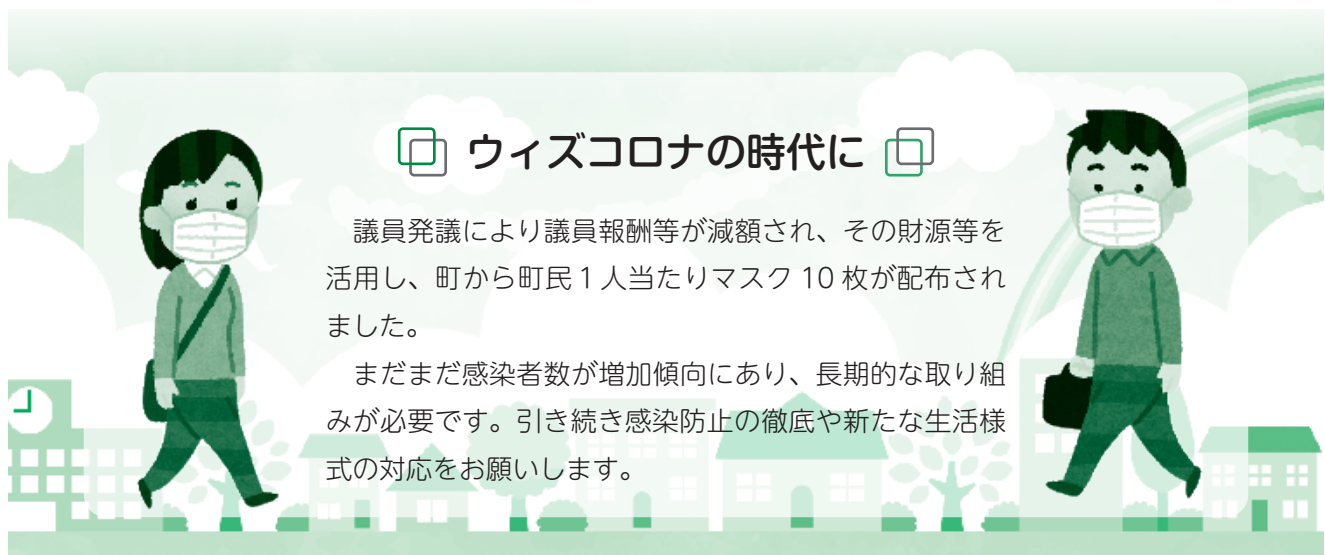
人事案件

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の推薦にあたり、次の者を適任としました。

江口 さだ子 氏(新任) 河内町金江津 4111 番地

【任期】法務大臣委嘱日より3年



第 2 回 河内町議会 臨時会

5月7日に開かれた臨時会において、審議された結果をお知らせします。

審議結果
(賛成:反対)

議員提出 議案第1号	河内町議会の議員の費用弁償等の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 (11:0)
	新型コロナウイルスによる災厄により影響を受けている町民の支援策に充ててもらうべく、議員報酬を6月から12月並びに6月期及び12月期の期末手当の15%減額を提案するもの	
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (河内町税条例等の一部を改正する条例)	原案承認 (11:0)
	地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、いずれも原則として同年4月1日から施行されることに伴い、専決処分により河内町税条例等の一部を改正したので、報告し承認を求めるもの	
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて (令和元年度河内町一般会計補正予算(第7号))	原案承認 (11:0)
	歳入歳出の総額から160,678千円を減額し、歳入歳出予算額の総額をそれぞれ4,639,249千円とするもので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付けで専決処分したので、報告し承認を求めるもの	
議案第1号	河内町国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決 (11:0)
	新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等のうち給与所得者に限り傷病手当金を支給するため、本条例の条例の一部を改正するもの	
議案第2号	河内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 (11:0)
	後期高齢者医療においても、国民健康保険と同様の改正があり、町で傷病手当金の支給に関する申請提出の受付ができるようにするため、本条例の一部を改正するもの	
議案第3号	令和2年度河内町一般会計補正予算(第1号)について	原案可決 (11:0)
	歳入歳出予算の総額に890,070千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,382,582千円とするもの	
議案第4号	令和2年度河内町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	原案可決 (11:0)
	歳入歳出予算の総額に3,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,161,119千円とするもの	

※議長は可否同数のとき以外は表決に加わりません。



一般質問

令和2年第2回定例会において、4名の議員が町政について質問しました。要旨をまとめたものです。詳しくはホームページをご覧ください。



宮本 秀樹
議員

新型コロナウイルスについて

議員 新型コロナウイルス感染症への対策や対応は町ではどのようにしていたのか、今後の対応はどうするのか。

町民課長

町では2月28日新型コロナウイルス警戒本部設置、4月1日町長を本部長とする河内町新型コロナウイルス対策本部へ移行した。国、県の方針の下、不要不急な外出の自粛要請、公共施設の使用制限などを講じ、町

民の皆様へ三つの密を避け、人々との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生などの感染予防を町の広報紙、防災無線等でお願ひしてきた。

現在、PCR検査は医師が必要と認める全ての方に実施されているため、感染症を疑う症状がある方は保健所に相談してほしい。

一人一人ができる感染予防をしっかり実施することが第一で、町民の皆様には引き続き気を緩めず、できるだけ密を避け、新しい生活様式を意識し、マスクの着用、人と人の距離、うがい、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染予防、正しい情報を基に落ち着いた対応をお願いしたい。今後も国や県の状況を注視しながら、防災無線、広報、ホームページ等での感染予防の啓発や情報提供を行っていく。健康について不安や心配な方は、保健センターにて保健

師、栄養士が随時健康相談を行っているので利用してほしい。

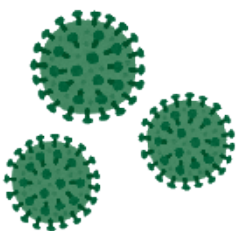
これから台風などの災害も多い時期になり、避難所での熱中症、感染症対策も必要不可欠となるため、備蓄品等の見直し、避難所の環境整備を防災担当課と協議し、至急進めていく。

総務課長

町では、新型コロナウイルス対策本部会議を5回開き、感染症予防の対策等を協議してきた。町民に対し、保健センターからの広報やチラシ、ホームページ等での情報提供、防災行政無線での外出自粛要請等の啓発活動、各種イベント、説明会等の自粛をした。役場への来庁者及び職員等への感染症予防として、窓口カウンター等の清掃、アルコール消毒液の配備、換気の徹底及び飛沫感染を防止するための間仕切り板の設置等を行っている。町職員はマスクの着用や体調管理チェックシートを活用した体調管理を徹底、在宅勤務や土日等に振替した分散勤務、危機管理監の指導で町新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアルの作成、町

職員を対象とした消毒作業研修等も実施。生活支援や事業者向け支援等を掲載した新型コロナウイルス感染症拡大に対する支援策等情報チラシの全戸配布、国の特別定額給付金事業、町単独事業として町議会議員報酬の減額分等を財源に住民1人に10枚のマスクを配布するマスク配布事業等も行った。町内で感染者は報告されていないが、今後も国、県との密接な状況連携により様々な手段で引き続き注意喚起等を行っていく。

今後災害が発生し、避難所を開設する必要がある場合、感染症対策に留意した避難所運営を行うことが重要。国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、避難所に感染症対策用備品等を導入し、避難所内での感染症の拡大を防止するとともに、避難者が安心して快適な避難生活を送るための環境整備を行っていくことを計画している。



議員 かわち学園の休校中どのよ

うな対策をとっていたのか。子供たちの学力低下、精神面などが心配されるが、どのような対策をするのか。

教育長

3月4日から5月18日までの臨時休校中は学習教材や学習プリントを提供、学級担任から家庭への定期的な電話連絡ではできる限り本人と話をし様子を確認し、生活のアドバイスを行った。

5月19日からは9学年を3グループに分け3日に一度の分散登校、学年を1組と2組に分けての分散登校を経て、6月5日に全校登校を実施した。分散登校中は3時間授業で11時20分に下校、学校給食は実施していない。前期課程のスクールバスには教育委員会職員が常に乗し、状況確認を行った。6月8日から通常登校、学校給食もスタートしたが、マスクの着用、手洗い、うがい、教室でも机を離しグループの形を取らないことで3密を防ぐ等の対策をしながら、できるだけ廊下側のドアを開けて広いスペースで換気をしながら

生活をしている。

学力の維持については非常に難しく、いかにして授業時数を確保するかが一番の課題であるが、9年生に限り7時間授業を展開することになるかと思う。今年度は8月8日から23日までの16日間を夏休みとするが、土、日曜日、祝日等を含むと26日は休むことになり、多少余裕を持って生活できるかと思う。

しばらく学校に来れず、家庭生活が長かったため児童生徒がやや不安な部分もある。担任が中心に、生活支援、学習支援の皆さん、学校教育相談員、県派遣のスクールカウンセラーの応援もいただきながら児童生徒の心のケアを十分手を尽くしていく。このような難事の中、学力、健康管理、安全な生活に努め、先生方の力を存分に発揮していただくことを期待している。



議員 各商店や企業等が売上げ減

少などで経営が危ぶまれているが、町としての対策はどう考えているのか。

経済課長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業や個人事業主に対する経営安定化支援の対策として、国は政府系金融機関や民間の金融機関、県の信用保証協会と連携して経営安定化に向けた支援を行っているが、町としても事業者等への直接的な支援として、県の融資制度のパワーアップ融資における信用保証料を町独自で補助を行い、経営の安定に必要な資金を円滑に供給できるように支援していく。県では公的融資制度や民間金融機関から融資を受けられなかった中小企業、個人事業主に対し、事業継続に必要な資金を無利子、無担保で貸付けを行っているが、既に町でもこの制度の協力金の4分の1を負担し、県と町が協調しながら幅広い支援に努めている。例年、消費者サービスの向上と購買力の地域外流出の防止を図ることを目的に「かわちプレミアム商品券」

の発行事業で地域商工業の活性化と振興を図っているが、今年度の発行事業ではプレミアム率30%へと拡充し、地域経済の下支えとなるよう町商工会と連携して取り組んでいく。

自粛要請等により行き場をなくしている花卉を買い取り公共施設や学校、家庭などに提供し飾る「花いっぱいプロジェクト」事業の実施等、今後も日々変化している状況を的確に把握しながら、事業者等が求める必要な支援策の検討に努めていく。

議員 町では子育て世帯への臨時給付金をどう考えているのか。

子育て支援課長

国の施策による子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯の児童1人につき1万円の臨時特別給付金を支給する。町独自の給付金上乘せ計画はないが、今後、新型コロナウイルスの感染状況や国の補正予算の動向を踏まえ、近隣市町村の対応などを参考に子育て世帯の支援等を検討していく。



議員 就学援助を受けている世帯の給食費は無償にしてはどうか。

教育長

就学援助を受けている世帯については、既に給食費も含まれており徴収しておらず、補助されていると理解していただきたい。

この夏休み中の授業期間の給食費は、6月分までの給食費を引き落としているため、これまでの臨時休校分の給食費を充当し7月分8月分を引き落とさずに対応する。

町長

成田空港の地域振興枠を使った給食費の無償を計画していたが、確認が取れたため、9月に給食費を無償にする補正予算を計上したい。

議員 緊急対策の税制支援及び持続化給付金についての町の対応はどうか。

経済課長

緊急経済対策における税制上の措置として、町税等の納付が困難である事業者等に対し1年間の徴収を猶

予できる特例措置を新設、厳しい経済環境にある中小企業者等に対し、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置を講ずるため、税条例の一部を改正する議案を本議会に上程している。

国の持続化給付金の対象とならない事業者等への支援は、県のホームページで各市町村の事業者向けの支援策の対応が公表されており、6月8日現在の事業継続給付金等の類似支援を県内10市町が行っている。町商工会における影響調査の結果を含め、引き続き他の市町村の動向を注視し、事業者等への事業継続の影響などの実態を把握しながら、各関係機関とも連携して必要な支援に努めていく。



佐川 洋司
議員

河内町地域防災計画について

議員 防災拠点の中心である役場が浸水、停電等の被害を受け、指揮系統が機能不全に陥った場合はどう対処するのか。町の指定避難所も安全とは言えず、協定先の他市町村との進捗状況はどうか。

危機管理監

町地域防災計画では役場庁舎が使用不能の場合、農村環境改善センターに本部を設営することを規定しているが、町全域の冠水で町災害対策本部の機能が維持できない場合は、本部機能の一部または全部を町外の公共施設等に移設し、災害対応等を行う検討もせざるを得ない。住民の町外の広域避難、近隣市町村の町対策本部機能の移転についても課

題とし、広域避難先となる自治体と協議していく。

稲敷地方広域市町村圏内の7市町村の災害時相互応援協定に関する協定をより実効性のあるものとするため、平成31年3月に稲敷広域消防本部圏内市町村広域避難計画の洪水編が策定された。ただ、広域避難先の自治体でも災害対応を行っている場合、広域計画が円滑に実行できない可能性があるため、他の自治体へも新たな広域避難先として町の地形等を考慮し、東方面、中央方面、西方面の3カ所の一時避難場所を提案し、協議を行っている。



要配慮者への避難に 特有の問題点と課題 について

議員

各地区の自力避難が困難な世帯を把握するための情報収集方法と問題点、自主的な避難協力者を確保するための方法と問題点、協力者が不在の場合の解決方法と実効性の確保の問題について伺いたい。

福祉課長

災害時に支援が必要な方の把握のため、情報収集方法は災害対策基本法に基づき、住基情報、要介護認定情報、身体障害手帳情報、療育手帳情報、精神障害手帳情報の提供で、避難行動要支援者名簿を昨年12月に更新し、関係機関へ情報提供を行った。

河内町地域防災計画見直しに伴い、現行の災害時要援護者避難支援プランを避難行動要支援プランとして改定するが、基本的な考え方として、災害発生時、「自分の命は自分で守る」という自助の意識、要支援

者についても「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助の取組が不可欠となり、日頃から本人や家族が隣近所と交流を持ち、地域が連携して見守り、声かけを行い、地域コミュニティを形成していくことが必要。平常時から地域において避難行動要支援者に関する情報を共有することで、避難支援を確実に行う体制の確立及び地域ぐるみの防災体制の構築を目指し、本プランを策定していく。

危機管理監

自分自身は自分で守る自助力の意識を持ち、ふだんから町外を含めた親類や知人宅への連絡手段や避難方法など、自分や家族の身の安全を守ることに事前に決めておくことが必要である。一方で、特に高齢者世帯などは自分たちだけの力では避難等も容易でないことも想定されるため、災害時には地域で協力をし、災害対応に当たり、被害を最小限に抑え、被災した人を救助する共助力が非常に重要になる。町が避難準備・高齢者等避難開始を発令した場合に、高齢者を含めた要支援者が速

やかに避難行動が取れるようにするためには、住民全体の協働という精神が大切になってくる。

今後、町は公助としてバス運行事業者等との協定を締結し、避難行動要支援者等の自力での避難が困難な方々への避難の手助け、町外の避難所等への移送支援等を行うことについても検討しているが、自助、共助、公助というのは災害対応の両輪であり、どちらが劣っても住民の安心、安全を守ることはできない。災害時の自助、共助の主役となるのは近所の皆さん、自主防災組織であり、ふだんから地域で話し合い情報共有するなどの自主防災組織による共助の精神がないと有事の際、迅速かつ好意的な行動が困難であると考えて。区長を始め地域の方々、防災士、地域の防災リーダー、民生委員、消防団等の関係機関と連携し、自主防災組織を主体とした地域の防災力の強化に努めていく。



空き校舎の利活用について



牧山 龍雄
議員

議員

契約が終了、解除されたとき、借主は貸付け物件を原状に回復し、貸主に貸主の指定する期日までに返還しなければならないとあるが、きちんと元どおりになり返還されることは担保されるのか。貸主において必要ないと認めたときは、変更された状態のまま返還することを妨げないともあるが、どのような状態を想定しているのか。もし倒産等の場合、建物の維持管理、契約コスト等はどうなるのか。

企画財政課長

廃校等の貸付け期間満了等に伴う施設返還時は、締結している町有財



産使用貸借契約書に定める貸付け財産の返還に基づき、借主は貸付け物件を原状に回復し貸主の指定する期日までに返還しなければならないものとしている。施設の改修は可能な限り原状回復ができる状態での使用を検討していただき、これまでは大規模な改修を伴う施設整備等は行われていない状況。財産保全義務等として貸付け財産の保全、修繕に要する経費は、全て借主の負担とするという協定書を取り交わしており、契約の締結に併せ、協定書において合意を得た上で物件の引渡しを行っている。

貸主が認め、変更された状態のままで返還することを妨げないとは、使用者が行った施設の改良や改修等が物件の客観的な価値を増加させたものであり、町にとってその改修等が有益的、効果的なものとして判断できる状態の場合と考えている。

貸付け財産の使用状況を確認するために必要に応じて実地調査を行い、経営状況等の把握に努め未然の対応をしていくが、借主の倒産の場合には法的措置による対応となるこ

とが考えられることから、顧問弁護士等の指導に基づき適正に対応していく。

旧河内中学校の契約の締結に当たり、資金計画にある補助金及び製造物、商品の販路の確保についての見通しが今後の経営における重要な課題となり、補助金の承認が得られなかった場合、販路の確保が見込めない場合、事業開始が契約書に定める期限内に履行できない見込みとなった場合、町と事業者双方で貸付けの継続に関して再協議するものとして、契約書とは別に覚書を締結している。



議員 今回の旧河内中学校の件は投資額も利益も大きくなるので、無償で貸すことに違和感がある。事業が成功していった場合、町には利点があるのか。

企画財政課長

国庫補助事業を受けて建設された教育関連施設は、教育施設以外の転用や売却する場合は文部科学大臣の承認を得た財産処分手続が必要となり、補助金相当額の返納や借入金の上償還などの手続が必要となる。しかし、補助事業完了後10年を経過した施設を無償で処分、譲渡、貸付けする場合、相手先を問わず、国庫納付金等の財産処分手続を不要とするなど、地方公共団体の手続の大幅な軽減が図れるよう措置されている。

これまでに貸付けしている施設、廃校舎等は、いずれも昭和50年代に建設されたものであり、施設整備等の経年劣化が見受けられ、補修等も維持管理費と併せて使用者側の負担としていることも無償貸付けとしてしている理由の一つ。町の廃校利活用

は、無償による貸付けを募集要項に定めた上で公募を行い、審議会での審査を受け、住民説明会での理解を踏まえた上で、改めて議会承認により貸付けを行っている。旧河内中学校の貸付けは、これまでと比べると大規模な事業計画であるが、町の新たな産業による雇用の創出、河内町産の米の消費拡大等による地域の活性化、税収等の向上にもつながるものと考えている。年間の維持管理費は、電気代、上下水道代、夜間警備委託料、施設の改修など合わせ年間200万円以上が発生しているが、貸付けでこれらの経費の削減が図れるとも考えている。



議員 町で使用貸借契約を結んでいる施設があるが、これらの使用施設の使用状況や計画、PR等をおわち広報などに頻繁に載せたらどうか。町の財産である施設を町の人が参加して使っていくことが、町の活性化、まちづくりの基本になるのではないか。

企画財政課長

廃校等を活用している事業者の使用状況や計画等の公表は、広報担当者の訪問取材等を通し「広報おわち」に掲載して住民の皆様へ紹介している。イベント開催のお知らせも町ホームページや広報紙で紹介。旧金江津小学校をレンタルスタジオとして活用する事業者は、ドラマの撮影や音楽ビデオ等の実際に行われた撮影の様子やドローンスクールの実施状況などを事業者側のホームページで公開。町担当者と各施設の管理者との間で連絡を取れる状況に努めている。各施設の使用状況や計画の公表は、内容や公表の方法等を事業者の方々と再度検討し対応していく。



諸岡 周示
議員

職員研修、事務改善の計画について

議員 職員の資質向上、階級別研修や課内の協議の成果と研修状況について伺いたい。さらにスキルアップをして、町民のために働いてもらいたい。



総務課長

町職員の研修は、実施回数や研修日数、計画人数等を定めた職員研修の実施計画を作成し、計画的な実施に努めている。主に茨城県自治研修所が開催する市町村職員研修及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が開催する共同研修等に参加しているが、令和元年度は、階級別研修として延べ19名が受講。法制執務研修、ビジネスマナー研修、面接試験技法研修、人権関係研修、町単独研修の人事評価研修など、毎年度、必要に応じた研修を計画的に実施。研修履歴は職員ごとに個別に管理され、人事や人材育成等の基礎資料として活用している。今後も町職員のスキルアップを目指した人材育成を推進していくために適切な職員研修実施計画を作成し、職員各自がそれぞれ必要とされる知識や技能等を習得するため、計画的な職員研修等の実施により、職員的能力向上に努めていく。

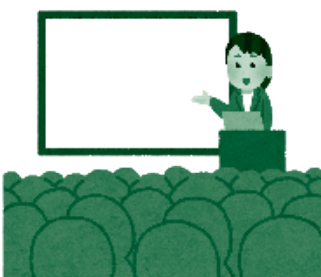
今年度から2年間は茨城租税債権管理機構へ職員1名を派遣、令和3年度から3年間は茨城県後期高齢者医療広域連合へ職員1名を派遣予定

しており、外部組織への派遣で習得した専門的な知識や技能は、町に戻ってからの担当業務等でも活用されることを期待している。

議員 外部組織に職員の研修をして、事務改善もお願いしたい。消滅可能都市からの脱却には程遠いが、持続可能なまちづくりへの改善をお願いしたい。

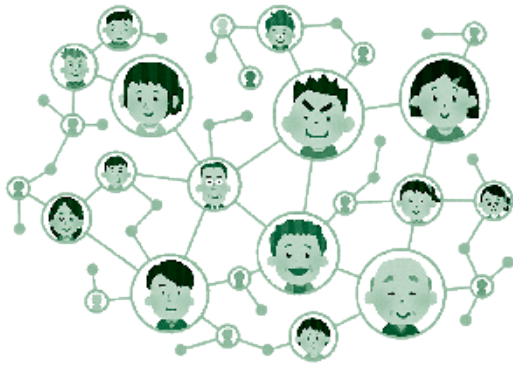
町長

消滅可能都市からの挑戦である。部署によっては専門職が必要ではないかという指摘をいただいているが、県の関係機関への出向だけでなく、民間へも例えば成田空港株式会社職員との交流も考えている。土木、設計関係、建築関係の専門家がいれば採用をしていきたい。



行財政改革について

議員 町の基幹産業は農業であり、ライスジュレを目標立ててやっているが、なかなか難しく、所得を上げるために何らかの手立てをしないとならない。直販センターもネットワーク化のステーションとして機能でき、活性化すれば財政力につながるのではないか。



企画財政課長

河内町の財政力指数は平成30年度決算統計に基づく財政分析指標で0.37。県内市町村の平均値は0.70、町は県内で下から2番目。自主財源の不足分を補てんし、全国的に標準的な行政運営を確保する上で必要とされる財源として地方交付税が措置されている。

財政力の向上に向けた取組は、町の直接的な収入財源の地方税収等の向上を図ることが重要であり、地方税等の収納率向上及び有効的に活用できる経常的な収入財源の確保を図り、あわせて行政運営の低下を招くことなく、支出の抑制に努めていくことが肝要である。

町では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少対策を踏まえて策定した河内町総合戦略及び第5次河内町総合計画に掲げたアクションプランの達成に向けて業務に取り組んでおり、地域経済の活性化や新たな雇用の創出を図り、新たな財源の確保にもつなげていきたい。

財政運営も毎年度の決算状況を基に予算編成時から経常経費の抑制に

努め、多くの費用負担を伴う事業の推進は、特定目的基金への計画的な積立てによる財源の確保に加え、資金借入れは償還計画を基に将来的に大きな財政負担を招くことのないよう努めている。

ライスジュレは第5次総合計画のアクションプランに掲げ、5年後出荷額3億円、10年後出荷額30億円を目標に、町の新たな特産物を目指して推進しているが、情報発信力不足等、直接的な出荷額に結びついていない。近隣の直売所や大手通販サイトでの自社商品の販売を通してライスジュレを広くPRするほか、新たな商品の開発にも着手しており、販路の拡大に向けた取組を進めている。

産業、観光等の少ない本町だが、直販センターを魅力ある直売所としてリニューアルし、地方創生事業を活用し、町内の小さな拠点を結ぶネットワークの拠点とすることで、新たな人の流れと地元農産物等のPR及び販路拡大等を図り、地域活性化、新たな収入財源の確保にもつなげるものと考えられる。今後、再編

検討委員会の意見を基に、計画的な整備の推進に努めていきたい。

議員 財政力を上げるために、町長はどこまで考えているのか。

町長

これからの総合計画に基づき、戦略を立て、町民によく感じたと感じてもらうためにも、直売所等活があるものが必要だと思う。18日から始まる再編の検討委員会で、専門家を交えて町の将来についても練っていききたい。また、これからの財政改革、行政改革も専門家を交えて進めていかなくてはならない。引き続き緊張感を持って皆様方の意見、アイデアをいただきながらオール河内で進めていきたい。





議会を傍聴してみませんか

議会はどなたでも傍聴することができます。
定例会は原則、3月・6月・9月・12月に開催されます。
詳しくは、議会事務局までお問合せ下さい。
☎ 0297-84-2111 内線 201

この議会だよりは、会議で行われた内容を要約してお知らせしております。詳しくは、町のホームページにある河内町議会より会議録をご覧ください。また、議会に関するその他の情報もご覧いただけます。

URL <http://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp/gikai/index.html>

なお、議会会議録は、公共施設（役場、福祉センター、農村環境改善センター、つつみ会館）にもありますのでご覧ください。

◆ 議長及び議員の主な動向 ◆

令和2年5月から令和2年7月

*** 5月 ***	
7日	第2回臨時会
8日	町村議会議長会議定例会
25日	龍ヶ崎地方塵芥処理組合議会臨時会
26日	議員全員説明会 議会運営委員会
28日	稲敷地方広域市町村圏事務組合議会臨時会
29日	小中学校再活用審議委員会

*** 6月 ***	
4日	第2回定例会開会 総務経済常任委員会
11日	第2回定例会閉会
18日	かわち直販センター再編検討委員会 こども園統合準備委員会
23日	龍ヶ崎地方衛生組合議会全員協議会
24日	イルミネーション実行委員会 例月出納検査

*** 7月 ***	
3日	成田空港の更なる機能強化に関する説明会
13日	県南町村議会議長会
16日	こども園統合準備委員会
22日	稲敷地方航空騒音公害対策協議会定期総会
27日	例月出納検査
30日	総合防災訓練検討会議
31日	令和2年度県南町村会総会

※ほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、公務が中止、延期もしくは開催規模が縮小されました。

